

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1月につき 1,176	
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		1176単位 日割の場合	÷ 30.4 日 39 単位	1日につき 39	
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		1月につき 2,349	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割		2349単位 日割の場合	÷ 30.4 日 77 単位	1日につき 77	
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		1月につき 3,727	
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		3727単位 日割の場合	÷ 30.4 日 123 単位	1日につき 123	
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位	1回につき 287	
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	÷ 30.4 日 1 単位減算	-1	
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	÷ 30.4 日 1 単位減算	-1	
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	÷ 30.4 日 1 単位減算	-1	
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位減算	-2	
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	1月につき	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算		

週1回程度の利用を想定する者でサービス提供回数が4回/月を超える場合に使用。

週2回程度の利用を想定する者でサービス提供回数が8回/月を超える場合に使用。  
(事前に所定の様式を市に提出し、認められた場)

週2回を超える利用を想定する者でサービス提供回数が12回/月を超える場合に使用。  
(事前に所定の様式を市に提出し、認められた場)

サービス提供回数については、目標に照らし合わせて、必要な回数をサービス担当者会議等で話しあい、利用回数を選択してください。その際、プランや経過記録に設定した回数を記録してください。  
計画で設定した単価×実際の利用回数での請求となります。(単価はプランに位置づけたときのものを使用する)

→ 新設  
 又は赤字 → 変更